

議会運営委員会

令和8年2月18日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
伴 吉晴
奥村 容子
中川 議長

○溝部真紀子
嶋田 善行

齋藤 文夫
井上 卓也

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 井上委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、井上委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしく願います。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。

初めに、1. 協議事項、（1）令和8年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程につきまして、12月15日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、2月27日（金）から3月24日（火）までの26日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和8年第1回斑鳩町議会定例会は、2月27日（金）から3月24日（火）までの26日間で決定します。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

さきの議員懇談会で、定例会に提出を予定されている議案の概要について説明を受けましたが、その後、議案の内容に変更があるとお聞きしています。

総務部長にご出席いただいておりますので、説明をお願いします。

西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

去る令和8年2月10日開催の議員懇談会において、令和8年第1回定例会予定議案について、資料を提出いたしました。その後、議案として提出

している令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）の補正内容に、一部追加の補正が生じたことから、この場をお借りいたしまして、その内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが資料8修正をご覧ください。一部追加補正します内容は、可燃ごみ搬出方法の変更に伴う運搬体制整備業務委託料737万5千円の増額です。

この補正は、去る2月5日、ごみ積替え施設において、ダストドラムに亀裂が発生し、現在稼働を停止しております。この復旧には、約5,000万円の費用と8か月の工期が見込まれるため、即時の対応は困難な状況となっております。

このため、4月から予定している生駒市へのごみ搬出について、運搬方法を急遽変更する必要が生じました。

この変更にあたり、今後の設備の維持管理経費も比較検討し、総合的に判断した結果、現在のダストドラムを使用する「パッカー車」による運搬から、より安価な維持管理が見込める、ダストドラムを使用しない「コンテナ車」による運搬へ切り替えることといたしました。

この変更に伴いまして、コンテナおよびアームロール車の整備が必要となるため、網掛けをしている部分ですが、第4款 衛生費、塵芥処理費の廃棄物の処理で、可燃ごみ運搬体制整備業務委託料737万5千円の増額をお願いするものでございます。

なにとぞ、ご理解を賜りまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今、総務部長のほうから説明いただきましたが、この件について議会運営に関わって何かお尋ねになりたいことがありましたら、お受けしたいと思えます。

（ な し ）

委員長

そうしましたら今の件ですが、2月27日の全員協議会に担当部長のほうで出席して説明いただいて必要があるかどうかについて、委員皆様のご意見

をお聞きします。 伴委員。

伴委員 説明していただいたらいいと思います。

委員長 ただ今、担当部長に出席いただいて、説明していただいたらいいというご意見でしたが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、2月27日の全員協議会にて、改めて担当部長に出席していただき、説明していただくことを確認しておきます。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をします。

次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、日程6. 報告第1号 監査結果報告については、のちほど、感染症対策のところでは報告方法を確認させていただきます。

その後、町長から令和8年度の施政方針の説明を受けることとします。

次に、日程8. 発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本日の資料に、発議第1号の議案の案を添付しております。

本議案は、委員会付託を省略し、発議者の提案説明を受けたのち、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。発議第1号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくこととします。

日程8終了後、提出された議案を一括上程し、総括提案説明ののち、議事日程に従って議事を進めることとします。それでは、各議案の取扱いについ

て、付託先などの確認をさせていただきます。

日程9．議案第1号については、厚生常任委員会に付託。日程10．議案第2号については、総務常任委員会に付託。日程11．議案第3号についても、総務常任委員会に付託。日程12．議案第4号については、厚生常任委員会に付託。日程13．議案第5号についても、厚生常任委員会に付託。日程14．議案第6号については、建設常任委員会に付託。日程15．議案第7号については、総務常任委員会に付託。日程16．議案第8号についても、総務常任委員会に付託。日程17．議案第9号については、厚生常任委員会に付託。日程18．議案第10号についても、厚生常任委員会に付託。日程19．議案第11号については、建設常任委員会に付託。

次に、日程20．議案第12号から、日程24．議案第16号までの令和8年度予算関係の5議案は、一括議題としたうえで、一般会計と各会計の当初予算ですので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程20．議案第12号から日程24．議案第16号までの5議案については、予算審査特別委員会を設置し、付託します。

なお、この予算審査特別委員会については、既に各委員会で委員を選任いただいているところですが、本会議初日に5議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程25．諮問第1号から日程27．諮問第3号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)(その2)(その3)は、人事案件でございますので、慣例により委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

また、この3議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決につ

いては、ひとつずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。諮問第1号と諮問第2号と諮問第3号の3議案については、一括議題として説明を受け、初日にそれぞれ諮ることとします。

次に、日程28. 承認第1号は、承認案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程29. 認定第1号については、建設常任委員会に付託。

次に、日程30. 同意第1号と日程31. 同意第2号の2議案については、人事案件でございますので、慣例により、初日に即決したいと思えます。

次に、日程32. 報告第2号と日程33. 報告第3号の2議案は、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、初日にお諮りする発議第1号及び諮問第1号から諮問第3号、承認第1号、同意第1号と同意第2号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、1名ずつということで確認をしておきます。

ここで、3月議会等の感染症予防対策等について相談をさせていただきます。

3月定例会、予算審査特別委員会等の感染症対策については、前回及び昨年と同様の対策とさせていただきます、監査委員報告については、昨年と同様、

文書報告のみとし、朗読を省略していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

3月定例会等の感染症対策については、前回の議会等と同様の対策とし、監査委員報告については、文書報告のみとすることを確認しておきます。

以上で、(1)令和8年第1回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書をお受けしています。これらの取扱いについてご協議いただきたいと思います。

初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明をお願いします。福田議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。

それでは要望書等の取扱いについて2件の報告をさせていただきます。

はじめに、①東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情については、前参議院議員の浜田聡氏から郵送されてきたもので、2月16日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧迫を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかについて実態調査、確認するよう行政に求め、仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合は、適切な対応を行うよう求めてくださいとのことです。

次に、②街頭防犯カメラの設置を求める要望書については、2月17日に、錦ヶ丘自治会会長、小堀忠義氏が来庁され、受け取ったものでございます。

陳情の趣旨は、昨今の不審な事件や事故の増加に鑑み、斑鳩中学校の生徒が通学路として利用している子守神社近くの、要望書内の地図に示されている箇所に街頭防犯カメラの設置を要望されております。

なお、この要望につきましては、町に対しても同様の要望がされているところでございます。

以上、簡単ではございますが、これまでに提出を受けました2件の要望書についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、昨日提出されたということで、事前に目を通す機会をつくることができませんでしたので、本日、目を通していただく時間を確保するため、暫時休憩いたします。

(午前9時13分 休憩)

(午前9時22分 再開)

委員長 再開します。それでは、これらの要望書の取扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

1点目、「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」について、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは前回にも出てきたように思うんですけども、町の対処も聞いており、配布にとどめるということで終わったと思いますので、今回も配布にとどめてはどうかと、このように思います。

委員長 伴委員。

伴委員 私も同感です。以前にもありましたので、それで結構です。

委員長 井上委員。

井上委員 私も配布でいいと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 配布でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 前回も同じのが出て配布にとどめましたので、今回もそれでいいと思います。

委員長 そうしましたら、大半の委員さんが配布にとどめてはというご意見なので、そのような形でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」は、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

それでは、2点目「街頭防犯カメラの設置を求める要望書」について、委員皆様のご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 町へも提出されているということなので、町の動向を見定めたいと思いますので、配布にとどめるということでお願いします。

委員長 井上委員。

井上委員 私も一緒です。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も配布でいいと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 それで結構です。

委員長 奥村委員。

奥村委員 配布でよろしいかと思えます。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時26分 再開)

委員長 再開します。

休憩前に委員皆さんから、この件についても配布にとどめてはという意見が大半だったと思うんですが、そのような形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それではただ今議題となっております、街頭防犯カメラの設置を求める要望書については各議員に配布とどめるということで確認しておきます。

以上で、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

次に(3) 今年度の検討事項について、①標準町村議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

前回の委員会では、基本的に事務局がつくった案で進めることとして、またご意見等があれば、次回以降の委員会で発言いただくということで終わっておりました。

その後、事務局で再度確認を行い、修正した案を資料1としてお配りして

おりますので、その点について事務局のほうから説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、標準町村議会傍聴規則の一部改正について、説明させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）につきましては、前回12月の当委員会でお配りさせていただきましたが、再度事務局で例規としての体裁や標準傍聴規則と照合し、修正させていただいた案を、本日、資料1とお配りさせていただいております。

それでは、新旧対照表の2ページ目、第7条第6号から第8号の網掛けされている部分をご覧くださいませでしょうか。

前回の資料では、(6)の第6号で、その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められるもの（退場命令後に再び入場し会議を妨害するおそれがある者を含む。）とし、また(7)で、その他他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者（高熱等の症状があり、感染症の疾病に罹患している者又はその疑いがある者を含む。）としておりました。

前回は、例示をカッコ書きで追加した案をお示ししておりましたが、例規の体裁上、例示は前の「号」として独立して規定し、最後に(8)で、その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者とすべきでありましたので、このように修正させていただきました。

次に、次のページの第8条第6号、(6)の網掛けした表示のところをご覧くださいませ。改正前の第7条では、「傍聴席に入ることができない者」として、「迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者」と規定しておりましたが、新しい標準傍聴規則では、これを第8条の（傍聴人の守るべき事項）として、第8条第6号で「その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。」と整理されており、今回この部分の改正を追加させていただいております。

そして、最後に資料末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

今までご審議いただきました規則案をもとに、要旨の案を更新させていた

だいておりますので、ご説明させていただきます。

改正のリード文につきましては、傍聴人の守るべき事項を現在の社会情勢に即した内容に見直すとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点等から、本規則において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容でございます。

(1) 傍聴手続きの見直しとして、傍聴人受付票に記入する事項から年齢を削除します。

(2) 傍聴席への持込禁止物及び入場制限の見直しとして、①他人に危害を加えるおそれがある物の規定を整理します。②視覚的に会議妨害となる物を例示している規定を統合し、議場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがある物等の携帯・着用を禁止する規定に改めます。③保護者等の付き添いが必要な者の年齢を、12歳未満から乳幼児に緩和します。④会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の例示を追加します。

(3) 傍聴時に遵守すべき事項の見直しとして、①騒ぎ立てること等の例示を削除し、静粛の保持に関する努力義務へ統合します。②議場にいる者に対する示威的行為を禁止します。③帽子、コート及びマフラーの着用等、品位保持に関する制約を廃止します。④遵守事項の明確化を図る観点から、不体裁な行為の禁止規定を削除し、他人に迷惑を及ぼす行為の禁止規定に統合します。(4) その他条文整理等所要の改正。

2. 施行期日といたしまして、令和8年4月1日から施行します。

なお、この改正につきましては、11月の当委員会おきまして、3月議会で最終確認することをご確認していただいておりますので、傍聴規則の最終案の確認につきましては、及び発議方法をこの3月の当委員会でご審議いただき、本会議最終日に上程するスケジュールについても、ご確認をお願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則(案)の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま事務局より説明がありましたが、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 中川議長。

議長 この新旧対照表の2ページ目やねんけど、旧の(3)の鉢巻、(4)の拡声器も、これはもう廃止にしてある、なくしたんかな。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 前回の案の中でこの号の規定については、削除する案で作成させていただいておまして、今回そのまま削除した形で作成のほうさせていただいております。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時35分 再開)

委員長 再開します。

ただ今、議長の方から質疑がありましたことについて、休憩中に確認をさせていただきました。

それ以外に何かお聞きになりたいことはございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この内容で取りまとめをさせていただいて、以前に確認させていただきましたように、3月、本会議の最終日に委員会発議という形で提案させていただこうと思いますが、また改めて3月中の議会運営委員会でも最終確認させていただきますが、その方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

そうしましたら、①標準町村議会傍聴規則の一部改正については、次回の委員会で最終案を確認し、本会議最終日に上程するというということで終わっておきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）を議題とします。

前回の委員会では、資料に目を通していただいて、改めて議論するというで終わっていましたが、「斑鳩町議会のホームページにおける委員会の議事録の閲覧数」に関するご質問があり、本日資料2としてお配りしています。この件について事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、こちらの閲覧数の資料についてご説明させていただきます。

資料2をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料は、斑鳩町ホームページにおける議会関係ページ閲覧数について表にまとめたものでございます。

資料の下の表につきましては、令和5年9月の議運で提出した資料となっております。

今回、前回の資料と比較できるように、同じ項目で、令和6年度の閲覧数ランキングの表を作成いたしました。文字が小さくて申し訳ございませんが、各記事の「閲覧数」、「1日あたりの平均閲覧数」、「町ホームページのトップページの閲覧数に対する割合」を閲覧数の多いものから示しております。上の表、令和6年度では、「議員名簿」「一般質問要旨」「定例会・臨時会・委員会の日程」「本会議会議録」「役員・委員会名簿」の閲覧が多い状況となっております。

会議録につきましては、順位4番目が本会議の会議録で、1年間で898件、1日あたり2.5件、委員会では順位8番目の建設水道常任委員会で、1年間で484件、1日あたり1.3件となっております。

斑鳩町ホームページのトップページの総閲覧数に占める本資料に記載した議会ページの閲覧数の割合は、令和6年度は8.76%となっております。

以上、簡単ではございますが、議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）のホームページ閲覧数に関する説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 次に、前回、議長の方から、今、動画配信について議会運営委員会で検討していますけれども、町の方も考え方についても事前に確認しておくべきではないかというご意見がありまして、議長の方で聞いていただいているかと思いますが、確認させていただいてよろしいでしょうか。 中川議長。

議長 総務部長も出席いただいておりますので、直接、総務部長にご意見いただいたらと思います。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 動画というよりも、議会費に関する町のスタンスということで、お答えをさせていただければなということを思っております。

法的には予算措置権というのは町長にございます。ただ、議会費の計上にあたりましては、議長様から提出いただいた見積書、いわゆる予算要求書ですね、この内容を十分に尊重するというのが、町のスタンスでございます。基本的なスタンスでございます。

ただ、こうした中にございまして、町財政の状況、厳しい状況や、そうした中でやむを得ず調整が必要な場合も出るかなというふうには思っております。

そうした場合は全体の財政調整の中で議会費についても精査をお願いしなければならない状況もあるかと存じます。ただ、そのような場合でございまして、一方的に査定する、いわゆる削ってくださいよとか、そういうものではなくて、十分に町と議長さんとの協議、調整を行って、それぞれ合意を図っていく必要があることではないのかなということで、議会に関する町の予算措置のスタンスということで答弁をさせていただきます。

委員長 そうしましたら、事務局の説明と、ただいま総務部長から町の回答という形で、確認させてもらったことも含めまして、この件に関しまして、質疑、質問や皆さんのご意見についてお伺いしたいと思います。

この間色々、視察も行かせていただいたり、独自で見積もり取って調査も

してきましたんで、いよいよどうしていくのかということも含めて、ご意見お聞かせいただければなというふうに思います。 伴委員。

伴委員 今日資料ひとつ見ても、令和4年度と令和6年度、閲覧数が15,000から1万に減っている、この状況から見てもなかなか見ていただくというのが非常に難しいなど、今、感じているところなんです。また、こないだの見積もり等と、町財政と、今、部長からも説明あったように、尊重はさせてもらうけども、財政的なものもあるというような説明もあり、ちょっとこれに関しては早急に進めていくということに対しては難しいのではないかなと、こういうふうに私は思います。以上です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 僕も今まで色々議論してきた中では、費用対効果がどうなのか、ということが一番重きに置いていることで、部長おっしゃったように、極力話し合いでやるべきものはやらせてもらうみたいなことをおっしゃったけども、基本的には約120億の予算を組んでおられるから、町はやれんことはないと思うんです。ただし、僕は費用対効果、これはなんか子どもがおもちゃ欲しがるような感じがしてならないという感覚は持っています。

委員長 なかなか難しい表現をしていただきましたけども、最終的な結論としてはいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 結論としては、今言うたように費用対効果がどうかと、もうそれに尽きるのではないかなと思っております。だからいいとか悪いとかやなしに、そこら辺も考えていただかなあかんのではないかなと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 私はやっぱり開かれた議会ということですね、費用もありますけども、今回、結論としてやめるという結論には出さないで、もう少し議論っていうか

ですね、要するに、見てもらうような工夫もしながら、やはり町のホームページもそうですし、議会だよりもそうですけれども、議会のやっていることを閉ざさないようにする方向でやったら。だから費用が高ければ、高いっていうのもそれもありますけども、例えばユーチューブとか、そういうのもまた考えるとかですね、方向で、今回結論を出さないで、次年度に先送りっていうか、できるんだったら、検討していった方がいいのではないかなと私は思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 数字の面ではこういうふうに関連数が出てきておりますけれども、やはり皆さまが知りたいとか、見たいとおっしゃることをとどめることができないのではないかなと、私は思っております。高い施設であったりとか、高価なものというのはあまり求めずに、何かもう少し安価なものという形で、議会のことを町民の皆様にご存知いただくという努力を怠ってはならないのではないかなと思いますので、今後も検討していくことが大事かなと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 井上委員。

井上委員 私も伴委員と同じで、今すぐという話ではなくて、もう1回、まあまあ、簡単な言葉で、見送っていくっていう。今後そういうふうな話が出てきたときに、再度。消すのではなく、様子を見るという話でいいと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 議会の動画配信については進めていければいいかなとは思いますが、これまでコストの面とか見ていると非常に高いなというのが率直な思いで、皆さんおっしゃっているような費用対効果がどれくらいあるのかなというところでは、すぐには進められないかなと思いますので。ただ、世の中の流れとして、配信はあるのかなと思いますので、今後もっと費用を抑えられる

ような方法などがあるのであれば検討していければなというふうに思います。

委員長

委員皆様からそれぞれご意見お聞かせいただきました。今年度としてはどのような、もしやるとしたらどのような形がよいのかということをお聞きしながら積み上げて見積もりも取らせていただきまして、だから今年度検討するとしたら、今の見積もりでやるかどうかの内容ですね、の結論は一旦出す必要があるかなというふうに思うんです。ご意見お聞かせいただくと、やはり費用が高すぎるんじゃないかと、それに見合った効果が期待できるのかという点については疑問が多いというふうに感じました。ただ、動画配信の議論についてはここで終わらせるべきではないというご意見もありましたので、今年度についてはこの内容で実施することはちょっと難しいということに結論出させていただいて、また次年度以降でですね、改めてもっと費用を安くして実施することができるのかどうかも含めて、改めて次年度も検討テーマとして出していただいて、議論していくという形になろうかなというふうに思いますが。

ということで、今年度検討事項としてはこの項目についてはすぐに実施するという事は難しいと、調査研究勉強させていただいたということで終わっておきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、②議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）は、費用対効果の点から疑問があるというご意見が多く、今年度については議会運営委員会として取った見積もりに基づいて実施していくというのは難しいと考え、このテーマについては勉強させていただいたといことをまとめにして、議論については今回で結論を出したということで終わっておきたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのように取扱いをさせていただきます。

次に、（４）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてです。

本日、資料３をお配りしていますので、事務局から説明をお願いします。

福田議会事務局長

議会事務
局長

それでは、（４）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について、ご説明させていただきます。

資料３の末尾、（要旨）（案）をご覧くださいませでしょうか。

この改正につきましては、奈良県町村議会議長会からの通知文書により作成させていただいた案でございます。

要旨といたしましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号）及び経過措置に関する政令の施行に伴い、令和７年１２月２８日で住民基本台帳カードに関する経過措置が終了したことから、本規程において所要の改正を行うものでございます。

１．改正内容についてであります、（１）本人確認書類の改正といたしまして、住民基本台帳カードの有効期限が令和７年１２月２８日をもって満了したことから、様式に記載している本人確認書類から住民基本台帳カードの表示を削除します。

２．施行期日につきましては、公布の日から施行します。

なお、本規程の改正につきましては、議長決裁で可能なものであります、本委員会でご確認をいただき、２月２７日の全員協議会で報告後、議長決裁により改正するスケジュールを進めることにつきましてもご審議をお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、（４）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各委員から質疑、ご意見等あ

れば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これまた読んで、次回、色々質問等させていただきたいと思います。

委員長 ただ今嶋田委員から、今日資料を配布させていただいたんで、目を通してまた次回の委員会で議論したいというご意見いただきましたが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 この件につきましては、改めて資料に目を通していただいて、次回の議会運営委員会で議論するというを確認して終わっておきます。

嶋田委員。

嶋田委員 これ施行は公布の日からということですけど、この3月議会でとか、そんなんは関係ないですのん。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 公布の日の考え方についてでございます。こちらにつきましては、昨年の12月で住民基本台帳カードの有効期限が切れておりますので、もう3月議会のいつでも議会で確認いただいて、それで確認して実施するということが決まった段階から施行するという事で問題ないと考えております。以上でございます。

委員長 議会の議決は特に必要ないということですので、議長決裁で改正させていただく方向に進めさせていただこうと思っておりますので、そういうことでまた次回改めて議論させていただくということを確認させていただいて終わっておきます。 中川議長。

議長 これ、そやけど住民基本台帳カードの有効期限が切れてカード自身がない

やつ、継続して次の委員会で議論する必要あるのかなど。

委員長 その内容も含めて目を通して理解したうえで、議論したいということですので。カード自体は令和7年12月28日で期限が切れていますので、実際に使えなくなっていますので、確認をするだけなんですけど、急ぐ必要もないと思いますんで。手続きについてはできるだけ速やかだと思いますが、委員さんからのご意見ですので、そのような取扱いをさせてもらおうかなと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 そうしましたら、この件については次回の委員会で改めて議論するという
ことで確認して終わっておきます。

以上で、（4）斑鳩町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部
改正について終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

総務部長から他に報告等しておくことはありますか。

（ な し ）

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことと
します。お疲れ様でした。暫時休憩します。

（ 午前9時55分 休憩 ）

（ 午前9時55分 再開 ）

委員長 再開します。

次に、2. その他について、①陳情等の委員会資料における個人情報の取
扱いについて、事務局から相談がありますので、事務局のほうから説明をお
願いたします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、①陳情等の委員会資料における個人情報の取扱いについてご相談させていただきます。

近年、個人情報の取扱いにつきましては、より慎重な対応が求められており、本議会においても、議員皆様の住所や電話番号等の個人情報の公開につきましては、ご審議をいただき、昨年に見直しを行っていただいたところがございます。

このことから、陳情書等につきましては、本日も委員会資料として陳情書等の原本のコピーをお配りさせていただいておりますが、住所、氏名、電話番号が記載されております。

今後、委員会資料として、陳情書等のコピーをお配りする際には、公文書開示手続きにおける個人情報の取扱い方法に準じ、住所の表示につきましては、市区町村名までを表示し、それ以外は表示しない。

次に、氏名、団体名は表示する。個人の印影については表示しない。

また、法人や団体等の代表者の印影についても表示しない。電話番号やメールアドレス等は表示しない取扱いとしていくことについて、ご審議をお願いしたいと考えております。

なお、陳情文書表につきましては、氏名・団体名は記載しているものの、現在も住所は記載しない運用となっておりますが、請願文書表につきましては、その記載項目について、斑鳩町議会会議規則の規定によりまして、住所、氏名の記載が必要となることから、請願文書表の住所については、市区町村名だけでなく、何丁目何番何号までの全て記載する必要があるものでございます。

ただし、この請願文書表の住所以外の項目につきましては、先ほどご説明させていただきました陳情書等と個人情報の開示の考え方と同様とすることについても、ご審議をいただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、①陳情等の委員会資料における個人情報の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今、事務局から相談がありましたが、このことについて、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 その通りで結構かと思います。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。ただいま、事務局の方から提案された形で今後資料については情報一部伏せるというか、表記しない形で資料として提出をするという運用にさせていただいてよろしいでしょうか。
伴委員。

伴委員 色々なイメージを思っていて、もしこれが欠けた場合、どういう方からか判別できないケースというのは出ないだろうかというのがもし電話番号、その辺は大丈夫だと思うねんけど住所の下のほうであったり、またそれ以外の削除される分だと思っておったんですが、なんとかだいたい雰囲気はつかめましたんで、この内容で結構かと思います。

委員長 中川議長。

議長 原本は住所最後まであって、電話番号もあって、押印もあって、原本はあるねんけど資料として外に出す場合には隠すというか、個人情報隠す、出回るから資料、ということやから、それで結構かと思います。

委員長 委員会の資料としては公開になりますので、そこでは表示は隠しているけど、実際に町内のこの地域の陳情について、どこの地域の方から出たのかわっているのは、委員会の中で公開はできませんけど、委員として確認することは可能かなと思いますので。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、そのような形で整理させていただきたいと思います。
それでは、①陳情等の委員会資料における個人情報の取扱いについては、事務局の提案の通り、今後整理をするということを確認して終わっておきたいと思います。

次に、②その他について、各委員からご意見等があればお受けします。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時01分 閉会)